

第4章 都市整備方針

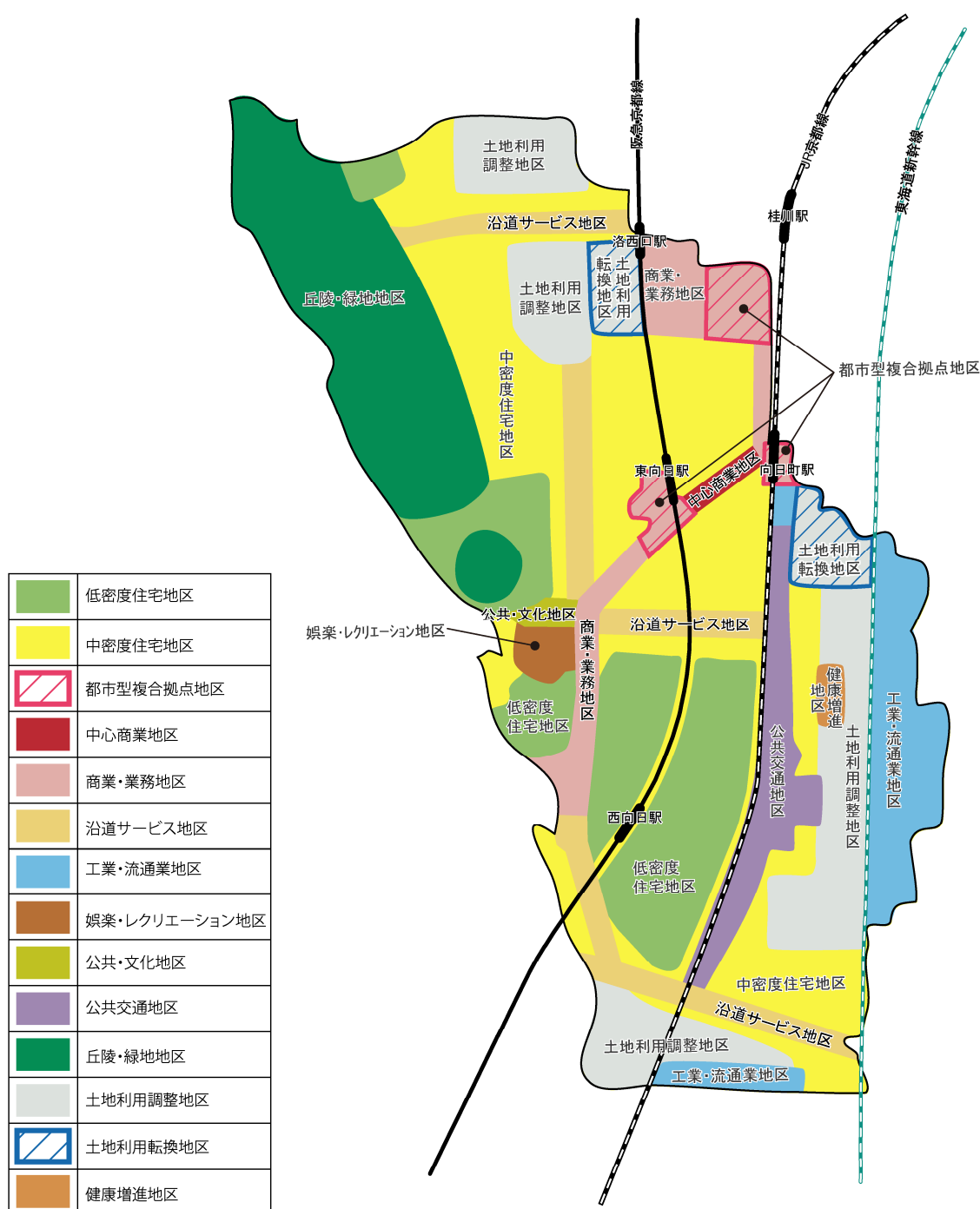
1 土地利用方針

■ 基本的な考え方

都市計画の目標である「人が集う ふるさと向日」の実現に向け、活力と住環境が調和した土地利用の誘導を図ります。

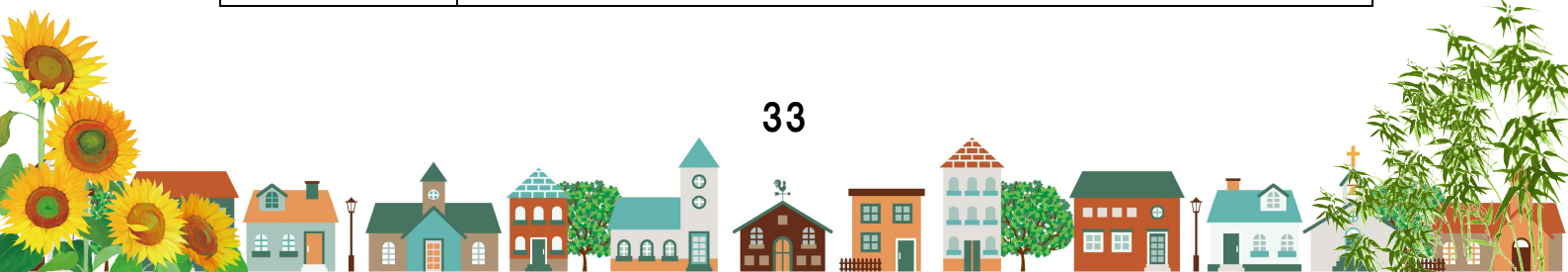
また、都市整備の進捗等にあわせ、土地利用の方針に基づき地域地区の変更を進めます。

【土地利用方針図】



■ 土地利用の方針

地 区	方 針
低密度住宅地区	西向日駅周辺や向日神社周辺などの向日丘陵に広がる低層の住宅地については、低密度住宅地区と位置づけ、低層の戸建て住宅を主とするゆとりある良好な住環境の維持保全に努めます。
中密度住宅地区	低密度住宅地区を除く既存の住宅地を中密度住宅地区に位置づけ、利便性、安全性、快適性を兼ね備えた住宅地として環境の充実を図ります。
都市型複合拠点地区	J R 向日町駅周辺、阪急東向日駅周辺及び桂川・洛西口新市街地を、本市における商業・業務・サービス・居住等の多様な機能が集積した都市型複合拠点地区に位置づけ、土地利用の高度化など、市民や来訪者の多様なニーズに対応できる機能の集積を図ります。
中心商業地区	J R 向日町駅から阪急東向日駅までの間については、中心商業地区に位置づけ、市民や往来者に魅力ある沿道の商業・業務機能の強化を図ります。
商業・業務地区	交流にぎわいゾーンから J R 向日町駅及び阪急東向日駅から市役所を経て京都府乙訓総合庁舎までの幹線道路沿道を既存の商業・業務地区に位置づけ、商業・業務機能の強化を図ります。特に、J R 向日町駅から交流にぎわいゾーンまでの間については、都市軸とあわせた商業・業務機能の誘導を図ります。
沿道サービス地区	(都)久世北茶屋線、(都)伏見向日町線、南部の(都)外環状線、(都)御陵山崎線の沿道は、市のにぎわい・活力の創出を補完する沿道サービス地区に位置づけ、日常生活に必要なサービス施設や市民・来訪者等に魅力のある沿道サービス施設などの商業・業務、その他産業施設の立地を誘導します。
工業・流通業地区	国道 171 号沿道及び南部に位置する既存の工業・流通関連事業所が立地する地区を工業・流通業地区に位置づけ、住宅と工業の混在を防止するとともに、周辺の住環境との調和を図りながら、大都市圏に位置する立地条件を活かした産業の立地誘導を働きかけます。
娯楽・レクリエーション地区	向日町競輪場が立地する地区は、娯楽・レクリエーション地区に位置づけ、周辺環境に配慮しながら多面的な施設の活用による娯楽・レクリエーション機能の充実を図ります。
公共・文化地区	市役所、図書館・文化資料館周辺は、行政サービスや市民文化施設を集積する公共・文化地区に位置づけれます。
公共交通地区	市域を南北に縦断する J R 向日町操車場は公共交通地区に位置づけ、J R 施設としての機能を維持するとともに、東西地域の連携に配慮した公共空間としての活用についても検討します。
丘陵・緑地地区	向日丘陵一帯は丘陵・緑地地区と位置づけ、竹林等の豊かな自然環境を保全するとともに、健康増進や地域資源にふれる場として活用を図ります。
土地利用調整地区	市街化調整区域の農地は土地利用調整地区に位置づけ、都市近郊農業の場として、また、都市における貴重なオープンスペースとして保全に努める一方、鉄道駅や都市計画道路に隣接・近接するポテンシャルの高い地域については、土地利用の混在化を防止するため、農業との調整を図りつつ、計画的にまちの活性化に資する産業系（農産業含む）の土地利用を検討します。
土地利用転換地区	市街化調整区域である阪急洛西口駅西地区及び森本東部地区については、営農環境との調和を図りつつ、地区計画により計画的にまちの活性化に資する産業系の土地利用及び高度化を図ります。
健康増進地区	市民体育館、市民温水プール、市民ふれあい広場周辺を市民が気軽に健康づくりを楽しめる健康増進地区に位置づけれます。



2 市街地整備方針

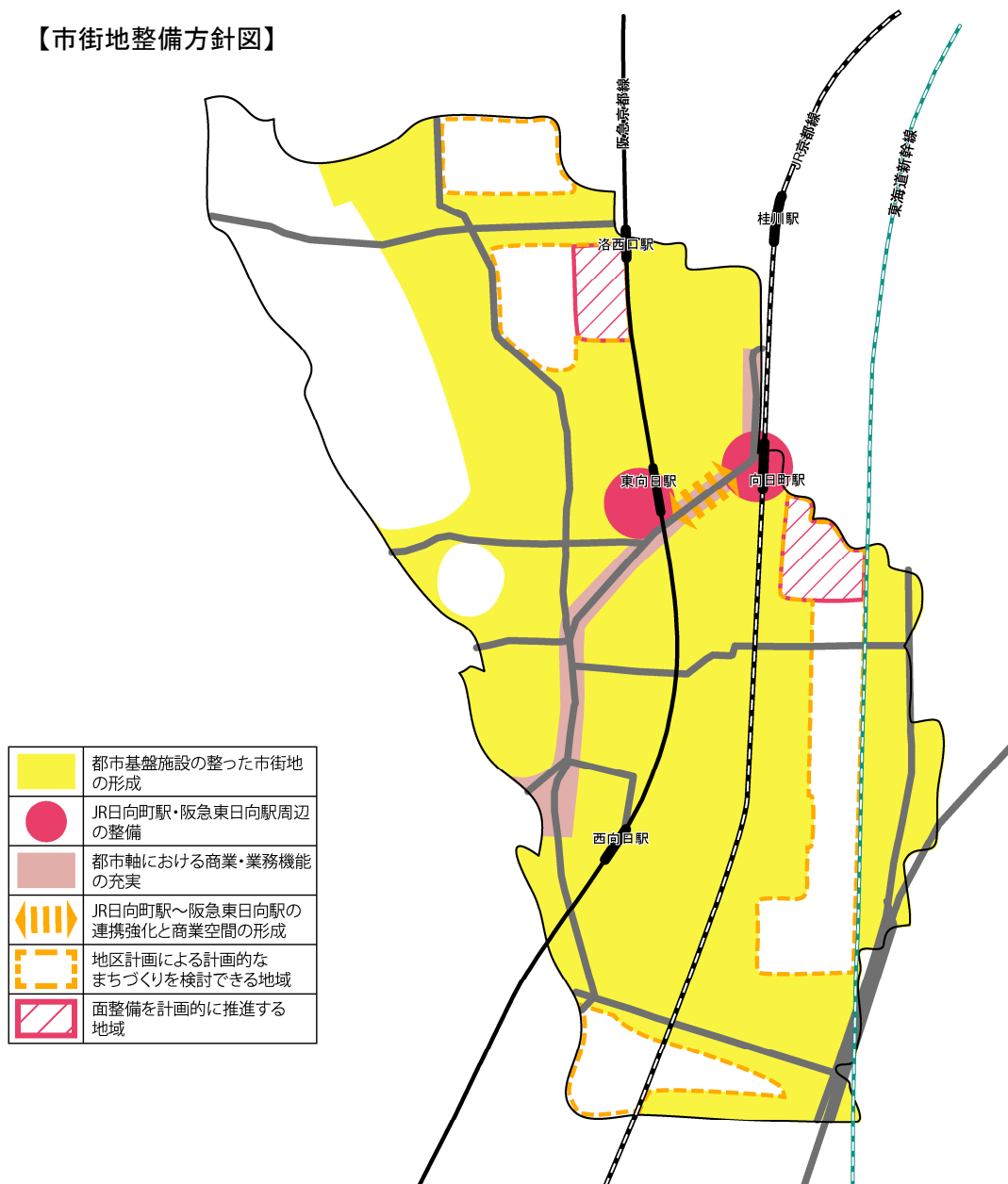
■ 基本的な考え方

既成市街地における良好な住環境の保全・形成と、未利用地・低未利用地の適正かつ計画的な市街化に向けて、地域地区の見直しや地区計画の活用、市街地開発事業の導入、官民連携手法の検討など適切な誘導方策を活用しながら、それぞれの地区の特性に応じた安全、快適で魅力ある市街地の形成を図ります。

また、J R向日町駅及び阪急東向日駅の周辺や、都市軸沿道の地域については、駅周辺の基盤整備を推進するとともに、商業・業務機能の誘導など都市機能の強化を図ります。

営農環境の保全や地域の活性化に課題を抱える市街化調整区域については、農業との調整を図りつつ、地区計画を活用した計画的なまちづくりの検討を支援するとともに、住民の合意形成等の熟度の高い地区については、新たな拠点の形成に向けた面整備の推進を図ります。

【市街地整備方針図】



■ 整備方針

① 都市基盤施設の整った市街地の形成

幹線道路、生活道路、公園・緑地、下水道（雨水対策）など都市施設の整備を進めるとともに、既存施設の適切な維持管理を図り、市街地の基盤を整えます。

また、既存市街地においては、安全・快適で利便性の高い市街地の実現を目指し、道路ネットワークの整備やオープンスペースの確保、適正な建築物の立地誘導などを推進します。

② J R向日町駅・阪急東向日駅周辺の整備

J R向日町駅周辺については、駅東口の開設に向けた東西自由通路、駅前広場、アクセス道路等の整備や市街地再開発事業等による拠点整備を推進し、交通結節点の機能強化や土地の高度利用化等を図ることにより、都市拠点にふさわしい機能の集積及び市街地環境の形成を目指します。

阪急東向日駅周辺においては、地域の生活に密着した買い物空間の整備など、ふれあいとにぎわいあふれる商業・業務空間の形成を目指すとともに、今後、可能性を検討する阪急京都線連続立体交差と整合を図った市街地再開発事業等による拠点整備や東向日駅駅前広場整備の検討を行います。

③ 都市軸における商業・業務機能の充実

府道向日町停車場線や西京高槻線沿道の商業・業務地区では、基盤となる府道の拡幅整備やバリアフリーに配慮した歩道、憩いの場の整備といった歩行者・自転車にやさしい環境づくりなど、親しみのある商業空間の形成を図ります。また、交流にぎわいゾーンと中心にぎわいゾーンを結ぶ府道上久世石見上里線沿道において、商業・業務機能の誘導を図ります。

J R向日町駅周辺から阪急東向日駅周辺までの区間については、交通や商業・業務・福祉などの都市機能の集積と充実を図り、交流にぎわいゾーンと差別化した商業空間の形成を図ります。

④ 地区計画による計画的なまちづくりを検討できる地域

営農環境の保全や地域の活性化に課題を抱える市街化調整区域において、地権者等の意向を踏まえたうえで地区計画を活用し、土地区画整理事業などの手法を用いながら営農環境の保全、商業・業務、工業等の産業系施設の立地誘導など、地域課題の解決やまちの活性化に資する計画的なまちづくりの検討を支援します。

⑤ 面整備を計画的に推進する地域

J R向日町駅東側の森本東部地区については、地区計画を活用し、土地区画整理事業により、営農環境の保全と研究開発・業務・製造施設等の立地誘導など、新たな産業拠点の形成を図ります。阪急洛西口駅西地区についても、地区計画を活用し、土地区画整理事業により、営農環境の保全と鉄道駅に隣接する地域特性を活かした交流・宿泊・健康・商業・業務施設等の立地誘導など、新たなにぎわい拠点の形成を図ります。

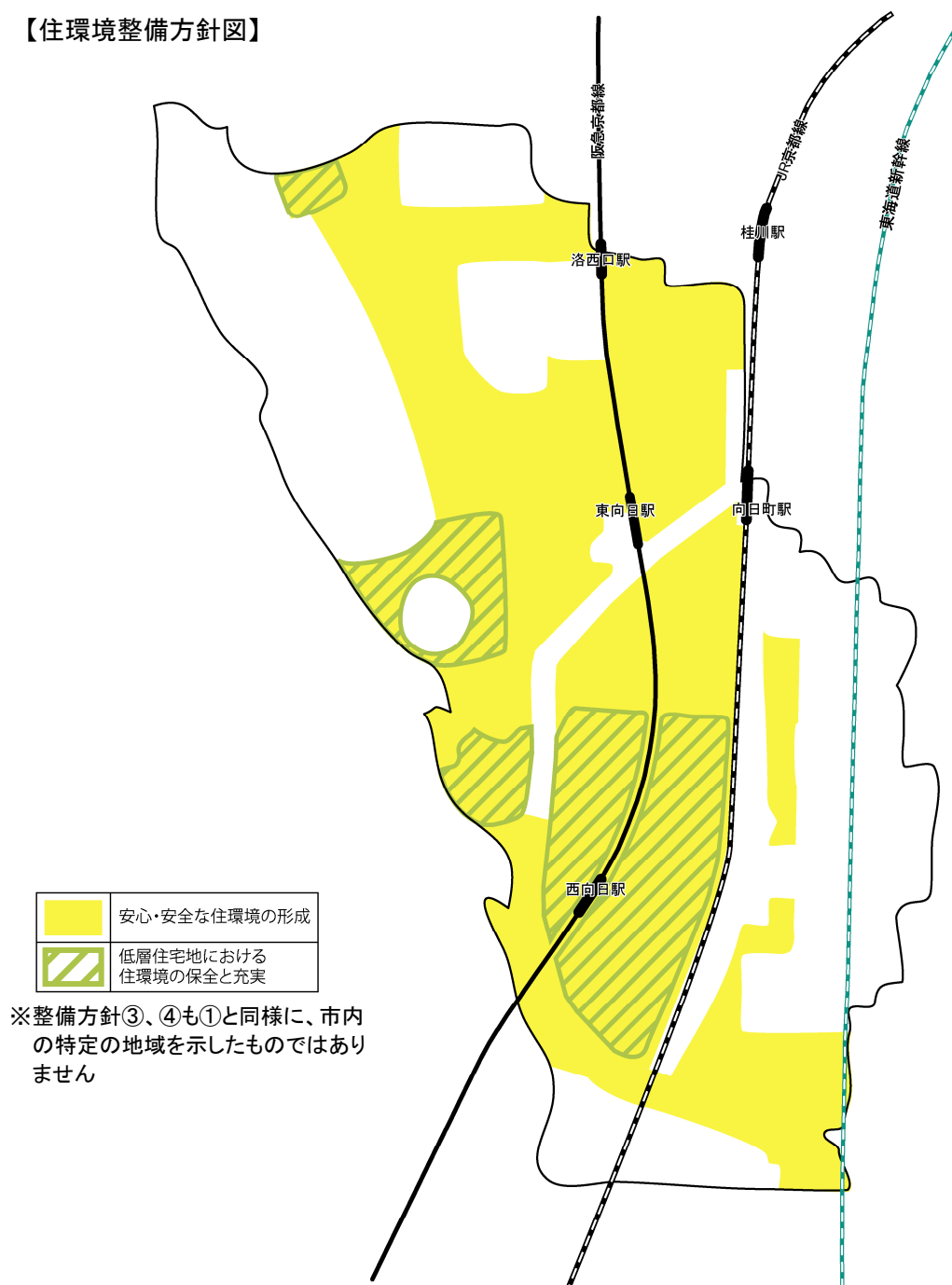


3 住宅及び住環境の整備方針

■ 基本的な考え方

居住環境、居住水準の向上を図り、暮らしの中に安心・安全とゆとりを感じることのできる居住の場をハード・ソフト両面から創造します。問題化する空き家については、空家等対策計画を策定し、対策を進めます。また、定住人口の確保に向け、若い世代が安心して子育てできるなど、多様化するニーズに対応した住宅の供給を働きかけるとともに、高齢者や障がいのある人にも配慮した安全で快適な住環境を整備します。さらに、京都府住生活基本計画と整合を図りつつ、良質な住宅や住環境の形成を目指します。

【住環境整備方針図】



■ 整備方針

① 安心・安全な住環境の形成

住宅地については、地域の状況を踏まえながら居住水準の向上と良好な住環境の形成を図ります。また、住宅の耐震診断・改修への支援などにより、建物の耐震性向上を図るとともに、バリアフリー化、敷地内緑化などの促進により、安全でゆとりと潤いのある住環境の形成を進めます。

空き家については、実態調査を踏まえた空家等対策計画を策定し、住環境の安全確保と景観保全に取り組みます。

市営住宅については、市営住宅長寿命化計画を策定し、適正な管理・改善を推進します。また、府営住宅についても都市ニーズに対応した機能の複合化・高度化など、建替えにあたっては地域にふさわしい環境形成を進めます。

② 低層住宅地における住環境の保全・充実

低層の住宅地においては、地区計画制度の活用などにより、地域の街路樹や長岡宮跡等の地域資源と調和したまちなみの形成など、その地域の個性を活かした住環境の保全・充実を図ります。

③ 新たな住宅及び住宅地の供給

民間事業者と連携し、都市軸沿道や駅周辺などの市中心部の活性化に寄与する住宅の供給を図るとともに、宅地開発においては、「向日市まちづくり条例」に基づき、良好な住宅地の誘導に努めます。また、若い世代が安心して子育てできる住環境の形成を図ります。

④ 高齢者や障がいのある人が暮らしやすい住宅及び住環境の整備

道路などのバリアフリー化を進めるとともに各種支援制度の利用を促進し、高齢者や障がいのある人にとって暮らしやすい住宅・住環境の整備、改善を図ります。



4 都市施設の整備方針

4-1 交通体系の整備方針

■ 基本的な考え方

市街地の骨格を形成し、市民生活と産業活動に不可欠な基盤施設である道路については、都市環境との調和を考慮し、土地利用計画との整合性を図った道路網の構成と必要となる機能に見合った道路整備を進めます。また、道路と鉄道の連続立体交差化など、市全体の道路ネットワーク強化に向けた取組を推進します。さらに、本市の重要な地域資源や観光拠点を結ぶ道路については、向日市歴史的風致維持向上計画や都市再生整備計画などの関連計画に基づき、道路の美装化など歩いて楽しめる整備に努めます。

鉄道とバス交通については、都市間との交流や市民生活を支える重要な役割を果たす交通機関でもあることから、交通結節点としての鉄道駅の機能強化や交通ネットワークの強化、輸送環境の充実を図るための都市基盤整備など、利便性の高い公共交通体系の確立を目指します。

■ 整備方針

(1) 公共交通の整備

① 鉄道駅の利便性向上

J R向日町駅については、駅東口の開設に向け、東西自由通路、駅前広場、アクセス道路等の整備や市街地再開発事業等による拠点整備を推進し、駅利用者の利便性や安全性の向上、踏切を通らない歩行者動線の確保等、周辺地域の活性化を図ります。

② 鉄道の立体交差化や踏切の安全対策の推進

阪急東向日駅周辺における踏切事故や渋滞の解消など都市交通の円滑化を図るとともに、鉄道により分断された市街地の一体化を図るため、阪急京都線連続立体交差に向けた可能性の検討を進めます。

また、J R向日町駅周辺における踏切の安全対策に向けた調査を進めます。

③ バス交通の利便性の向上

既存バス路線との共存を図りつつ、都市基盤整備にあわせたコミュニティバス運行による交通ネットワークを構築することで、快適で安全便利に暮らせるまちづくりを推進します。



（２）道路の整備

① 広域幹線道路等の整備

本市を取り巻く広域幹線道路は、交通及び都市間の主要幹線道路としての機能を有していることから、国道 171 号（都市計画道路京都神戸線）の保全を要請します。

② 地域幹線道路（都市計画道路）の整備

地域幹線道路は、桂川右岸地域における主要な道路交通機能を担うとともに、広域幹線道路を補完する機能を有し、隣接市の主要地区、または、本市の主要地区を結んでいます。これらの道路の整備にあたっては、周辺の自然環境及び住環境の保全に配慮しながら、歩行者や自転車が安全・快適に通行できる空間を創造するとともに、市内の交通利便性を高める道路づくりを進めます。

具体的には、ＪＲ向日町駅東口開設に伴い駅前広場へのアクセス道路となる都市計画道路牛ヶ瀬勝竜寺線や本市の重要な南北軸である都市計画道路御陵山崎線の整備を推進します。

また、既存ストックの活用などにより整備の推進を図るとともに、府道整備の進展、道路交通需要の変化やまちづくりの状況などを踏まえ、適宜、都市計画道路の見直しを行います。

③ 市内幹線道路の整備

市内幹線道路は、地域幹線道路（都市計画道路）を補完する機能を有し、市内の主要地区を結ぶ道路です。これらの役割を担う府道や幹線市道について、歩行者や自転車が安全・快適に通行できる空間を創造するため、拡幅整備などを推進します。

④ 生活道路の整備

生活道路は、その地域に生活する人が、住宅などから市内幹線道路に出るまでに利用する道路です。これらの道路については、緊急車両の通行や避難路の確保のため、狭少道路の改良など地区の特性を踏まえた道路整備を推進します。

道路の維持管理にあたっては、日常パトロールや法定点検を実施するとともに、市民との連携による安心・安全で快適な道路づくりを図ります。

私道については、本市補助制度の活用を促進するなど適切な維持管理が行われるよう支援に努めます。

⑤ 道路のバリアフリー化

ユニバーサルデザインに配慮した道路環境を実現するため、高齢者、障がいのある人などをはじめ、あらゆる人が利用しやすい歩道の整備に努めます。

また、道路の拡幅などの抜本的な整備が必要な路線については、応急的な対策を図ります。

そのほかの地区の道路についても、バリアフリーの道づくりを推進するとともに、地域資源を結ぶ道路の美装化や沿道環境と調和した快適な道路空間の整備等による歩行者ネットワークの形成を図ります。



【都市計画道路ネットワーク構想図】



4-2 公園・緑地等の整備方針

■ 基本的な考え方

本市固有の自然環境や長岡宮跡などの歴史・文化資源を活かしながら、ゆとりと潤いのある都市空間を形成していくため、「向日市緑の基本計画」に基づき、公園・緑地の整備など都市緑化を推進するとともに、向日丘陵などの既存緑地の保全並びに有効活用を図ります。

■ 整備方針

① 都市公園などの整備

「向日市緑の基本計画」に基づき、街区公園等の整備を進めるとともに、防災機能を有した公園整備も進めます。

森本東部地区及び阪急洛西口駅西側地区における地区計画等を活用した新たなまちづくりにおいては、街区公園などのオープンスペースを配置します。また、日常生活圏における市民の交流や憩いの場となる公園及びポケットパークの整備を推進します。

② 市街地における緑地の保全

道路や公共公益施設などの緑化を推進するとともに、地区計画や生垣の設置奨励などの手法により、市民と事業所、行政が一体となって、都市緑化を推進します。

また、都市における貴重な緑地である農地については、生産緑地及び特定生産緑地制度の活用促進や、市民農園、観光農園など市民が気軽に緑とふれあえる場としての活用を検討し、緑地の保全に努めます。

③ 向日丘陵等の緑の保全

本市の緑のシンボルとなっている向日丘陵を市民の緑の財産として保全・活用するため、向日丘陵の保全整備の手法を検討し、市民との協働事業として取り組みます。また、はり湖池周辺については、史跡である五塚原古墳の整備と合わせて公園としての活用を検討します。

市街化調整区域の農地については、都市近郊における農業の置かれている状況や地権者の意向を踏まえながら、営農環境の保全に努め、緑の確保を図ります。

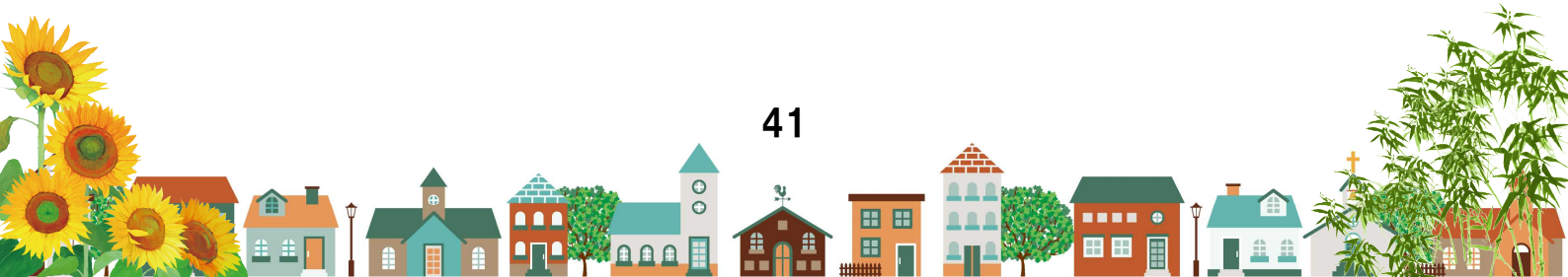
④ 協働による緑化の推進

緑化ポスター展や緑化園芸教室などの緑にかかるイベントを実施するほか、市民向けの緑化に関する広報活動などを通じて市民の緑化に関する意識の高揚を図り、市民との協働による緑のまちづくりを推進します。

また、市民に身近な公園については、市民との協働による管理運営に取り組みます。

⑤ 緑化重点地区における緑地の配置と緑化の推進

「向日市緑の基本計画」において緑化重点地区と位置づけられたエリアについては、市民の生活に身近な緑地の確保及び公共公益施設などに関する緑化を重点的に推進します。



4-3 下水道の整備方針

■ 基本的な考え方

快適で住み良い生活環境を形成し、水質汚濁など環境悪化を防止するとともに円滑に雨水を処理するため、都市の基盤となる下水道整備を推進します。

■ 整備方針

① 公共下水道の整備

公共下水道（污水）については、昭和49年から下水道事業に着手し、以降鋭意整備の推進に努め、整備が完了していることから、施設の長寿命化を図るため、予防保全型の維持管理を行います。

公共下水道（雨水）については、京都府桂川右岸流域下水道雨水対策事業（いろは呑龍トンネル）との整合を図りつつ、局地化、激甚化する降雨にも対応するため、雨水幹線整備を進めるとともに、既存小規模排水路の改善等により、さらなる浸水安全度の向上に努めます。



[illegible]

4-4 その他公共施設の整備方針

■ 基本的な考え方

市民の生活を維持し、活発な都市活動を支える公共施設については、「向日市公共施設等総合管理計画」に基づき、適切な維持管理・整備を推進するとともに、施設のバリアフリー化を進めます。また、今後の人口動向による利用状況の変化や老朽化の進行等に応じて、適宜、整備・誘導や統合・廃止、複合化について検討を行い、効率的で適切な施設の配置を目指します。その際には、ユニバーサルデザインや省エネルギー及び再生可能エネルギーの利用促進を図ります。

さらに、市役所本館については、市役所機能と市民会館・中央公民館機能を複合化した新たな施設整備を推進します。また、安全で良質な水の供給やごみ関連施設の適正な管理に努めます。

■ 整備方針

① 上水道施設の充実

給配水管や浄水場など、水道施設の老朽化に対して、計画的に改良・整備を行うとともに、地震に強い水道を目指して、水道施設の耐震化の向上に努めます。

また、地下水と府営水道による2つの水源の維持を図ることとしており、引き続き地下水の保全に努めることにより、将来にわたって安心・安全な水道水を安定的に供給し続けます。

② ごみ関連施設の適正な管理

市民、事業者、市がそれぞれの役割を担い、次の世代に良好な環境を引き継ぐため、ごみの発生抑制（リデュース）、再使用（リユース）、再利用（リサイクル）を推進する「循環型社会」の構築に努めます。

また、分別ステーションの適正な維持管理を行うとともに、市役所本館、北部防災拠点、鶏冠井コミュニティセンター及び上植野コミュニティセンターにおいて資源ごみを24時間回収し、さらなる分別の徹底に努めます。

③ 学校施設の充実

児童・生徒数の変動や教育課程の変更に適切に対応し、良好な教育環境を確保するため、学校施設（留守家庭児童会含む）の整備を図ります。

また、各学校施設の老朽化などの状況を踏まえ、個別計画を策定し、学校施設の改修・改築工事を計画的に進めます。



④ 社会教育・市民文化施設の充実

「向日市公共施設等総合管理計画」に基づき、適切な維持管理・整備に努めます。

社会教育施設相互の連携に努め、生涯学習施策の総合的な推進に努めるとともに、多目的グラウンドの整備検討など社会教育施設等の充実に努めます。

市民会館・中央公民館については、「新庁舎及び市民会館整備基本計画（平成 30 年 8 月改訂）」に基づき、新しい市役所庁舎と併せて整備します。

⑤ 保健・福祉関連施設の充実

保育所については、園児数の変化など、保育需要の動向を踏まえながら小規模保育所等の誘致を検討するとともに、安心・安全な保育施設の整備に努めます。

保健センターについては、適切な維持管理に努めるとともに、老朽化による建替えも含め今後の在り方について検討していきます。また、併設されている子育てセンター「すこやか」及び、ファミリーサポートセンターと相互に連携し内容の充実に努めます。

健康増進施設「ゆめパレアむこう」については、民間活力の活用によるサービスの向上を図ります。

介護保険施設については、「向日市高齢者福祉計画」及び「向日市介護保険事業計画」に基づき、介護サービス基盤の確保を推進します。

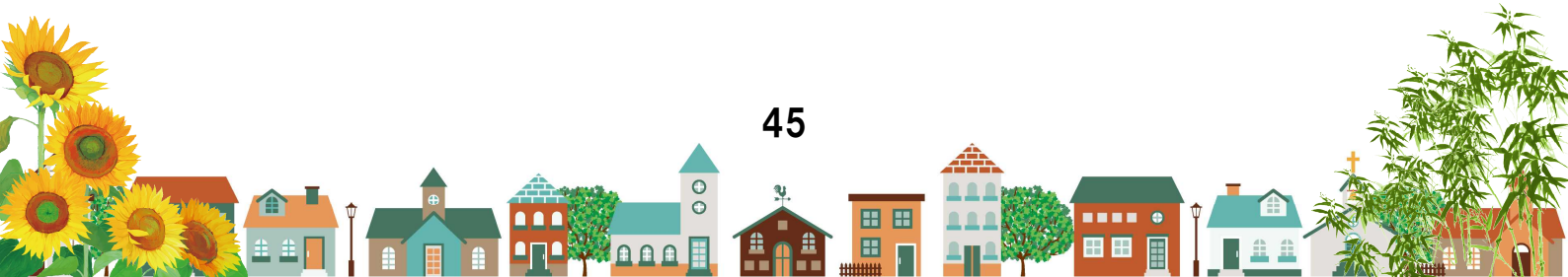
⑥ 市役所新庁舎の整備

市役所本館については、「新庁舎及び市民会館整備基本計画（平成 30 年 8 月改訂）」に基づき、市役所機能と市民会館・中央公民館機能を複合化した新たな施設を整備します。

また、整備にあたっては、建物（外皮）性能の向上と省エネルギー設備機器の導入により温室効果ガスを効果的に削減します。また、再生可能エネルギー設備を導入することで、災害時においても事業継続可能な防災拠点としての機能維持を図ります。

⑦ 人にやさしい福祉のまちづくり

高齢者や障がいのある人が快適に利用できる公共施設や道路などの整備を進め、人にやさしいバリアフリーのまちづくりを促進します。



5 都市環境の整備方針

5-1 都市景観の整備方針

■ 基本的な考え方

本市は、コンパクトな市域の中に、史跡乙訓古墳群や長岡宮跡、向日丘陵の竹林などの歴史・文化資源をはじめ、西国街道の歴史的なまちなみや街路樹と調和した住宅地など、多様な特性を有しています。

これら本市特有の地域資源に根差した景観を保全するため、風致地区などの指定をはじめ、向日市歴史的風致維持向上計画や都市再生整備計画などの関連計画に基づき、歴史・文化資源の整備・活用を進めます。また、地域との協働によるまち並み景観の形成を図るため、地区計画制度などの活用を促進し、地域の景観まちづくりへの意識の醸成を図るとともに、景観計画の策定について調査に取り組みます。

■ 整備方針

① 歴史・文化資源の整備と活用

向日市歴史的風致維持向上計画や都市再生整備計画などの関連計画に基づき、史跡長岡宮跡や史跡乙訓古墳群、向日丘陵の竹林（竹の径）など、市内に数多く所在する歴史・文化資源の保全・整備を図るとともに、休憩施設の整備等、市民や来訪者がふれることができるよう活用の促進を図ります。

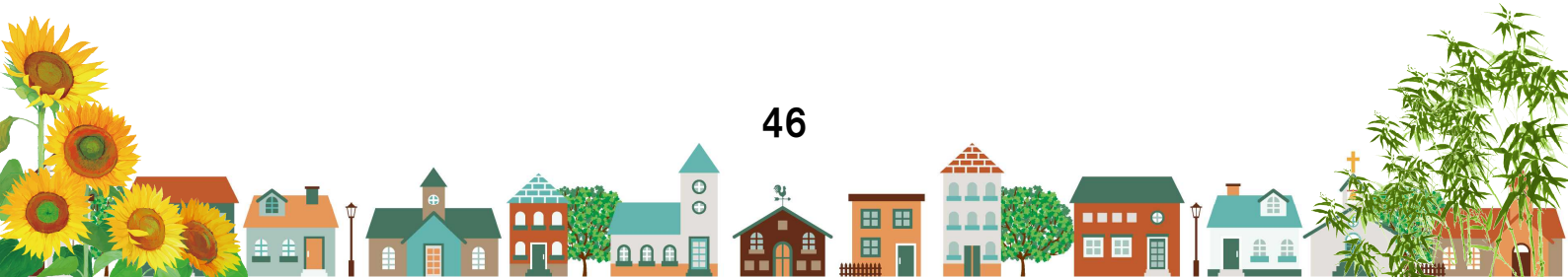
また、整備した石畳調の歩道やトイレ、拡張した大極殿公園をはじめ、市内に数多く所在する歴史・文化資源等を活かしながら、市民自らが歴史・文化資源や緑にふれることができるネットワークの形成を図ります。

② 緑地景観の保全

竹林やため池、古墳群などの歴史・文化資源が調和した景観が形成され、風致地区に指定されている向日丘陵や、都市においてうおいやオープンスペースの役割を担う田園については、本市における貴重な緑地景観として保全に努めます。

③ 地域性を活かした市街地景観の形成

地区計画制度の活用等、地域と協働しながら、長岡京跡や西国街道、地域の街路樹などの地域資源を活かした景観形成や、にぎわいの創出、うおいの確保など各地区の特性に応じた市街地景観の形成を図ります。



[illegible]

5-2 都市防災の方針

■ 基本的な考え方

地震、火災、水害などの災害から市民の生命と財産を守り、安心・安全な暮らしが営めるよう、防災空間の確保や建物の安全性の確保、防災意識の向上など、様々な角度から災害に強いまちづくりを進めます。

■ 整備方針

① 防災空間の確保

街なかにおける防災空間の充実を図るため、延焼遮断帯の機能を持つ都市計画道路の整備や公園、緑地、防災協力農地等のオープンスペースの確保に努めます。また、建物の不燃化を促進する準防火地域の指定などによる延焼遮断空間の確保を進めていきます。

② 公共施設の安全性の確保

既存の公共施設のうち、現在の耐震基準を下回り、老朽化も進行している市役所本館及び市民会館・中央公民館については、「新庁舎及び市民会館整備基本計画（平成30年8月改訂）」に基づき、市役所機能と市民会館・中央公民館機能を複合化した新しい施設を建設します。

この新しい施設は、災害応急対策の拠点として十分な耐震性能を備えた構造とします。また、地震発生時における天井材の落下や什器などの転倒が無いよう、非構造部材などの対策を十分に行い、業務を継続できるようにします。

その他の公共施設については、「向日市公共施設等総合管理計画」に基づき、避難場所等の防災上重要な施設の耐震診断を行い、計画的に耐震化を実施するとともに、天井等の非構造部材や設備についても地震発生時の安全対策を推進します。

また、道路等施設構造物の整備の際は、十分な耐震性を確保するとともに、救援・復興活動の骨格となる緊急輸送道路については、沿道建築物などの耐震化・不燃化、無電柱化を促進します。

③ 民間建築物の安全性の向上

民間の建物について、法令に基づく耐震性確保の促進を図るため、住宅の耐震診断・改修の支援や防災に関する情報提供などを進めるとともに、地震に強い安心・安全のまちづくりを推進する観点から緊急性や公共性を伴う特定建築物について、耐震診断に関する情報提供などの支援を行います。

また、土砂災害の危険性が高い箇所においては、京都府と連携し対策の実施を検討します。



④ 浸水対策の推進

京都府桂川右岸流域下水道雨水対策事業（いろは呑龍トンネル）との整合を図りつつ、本市公共下水道雨水対策事業による雨水幹線及び貯留施設の整備を推進するとともに、小規模排水路の改修や浚渫などによる浸水対策を進めます。

また、下流域にあたる西羽束師川改修計画の早期実現と淀川や桂川の流下能力向上対策を関係機関に要請します。

その他、開発事業による雨水流出量の増加対策として、向日市まちづくり条例や災害からの安全な京都づくり条例他、関係する法令に基づき、開発事業者に雨水流出抑制施設の設置を指導します。

また、雨水の貯留による流出抑制及び資源の有効利用を図るため、雨水貯留タンクの普及を推進します。

浸水対策を進める一方で、供用中の雨水管渠、調節池などについては、継続して適正な維持管理に努めます。

⑤ 市民の防災意識の高揚

避難訓練の実施や災害に関する広報活動、出前講座、児童・生徒を対象とした出前授業等により、防災意識の高揚を図り、円滑な初期消火や緊急時の避難・救援等、自助・共助の体制づくりを促進します。

また、自主防災組織の育成・確立や消防団活動の充実を図ります。

